



第3期

黒滝村子ども・子育て支援事業計画



令和7（2025）年3月

黒 滝 村

目 次

| | |
|--------------------------------|------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1頁～ |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 計画の位置づけ | |
| 3 計画の期間 | |
| 第2章 黒滝村を取り巻く現状や課題 | 3頁～ |
| 1 人口・世帯の状況 | |
| 2 子育て支援施策の現状と課題 | |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 10頁～ |
| 1 計画の基本理念 | |
| 2 計画の基本目標 | |
| 3 計画の施策体系 | |
| 4 施策の展開 | |
| 第4章 行動の目標数値等 | 20頁～ |
| 1 教育・保育提供区域の設定 | |
| 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策 | |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策 | |
| 第5章 計画の推進 | 26頁 |
| 1 住民・関係機関・行政の役割分担と連携 | |
| 2 計画の点検・評価に向けて | |

こども
まんなか

こどもまんなか宣言（令和7年4月1日～）

黒滝村は、全ての子どもたちの笑顔と成長を大切にします。
子どもたちの声を聴き、子どもたちが自分で考え、未来を描くことができる環境を整えること。そして、村全体が支え合い、見守り、共に歩む。
それが「こどもまんなか」の村づくりです。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の子どもと家庭を取り巻く環境は時代とともに大きく変化しており、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の増加及び顕在化、子どもの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、様々な問題を抱えています。そのため、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身につけることができる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが不可欠となっています。

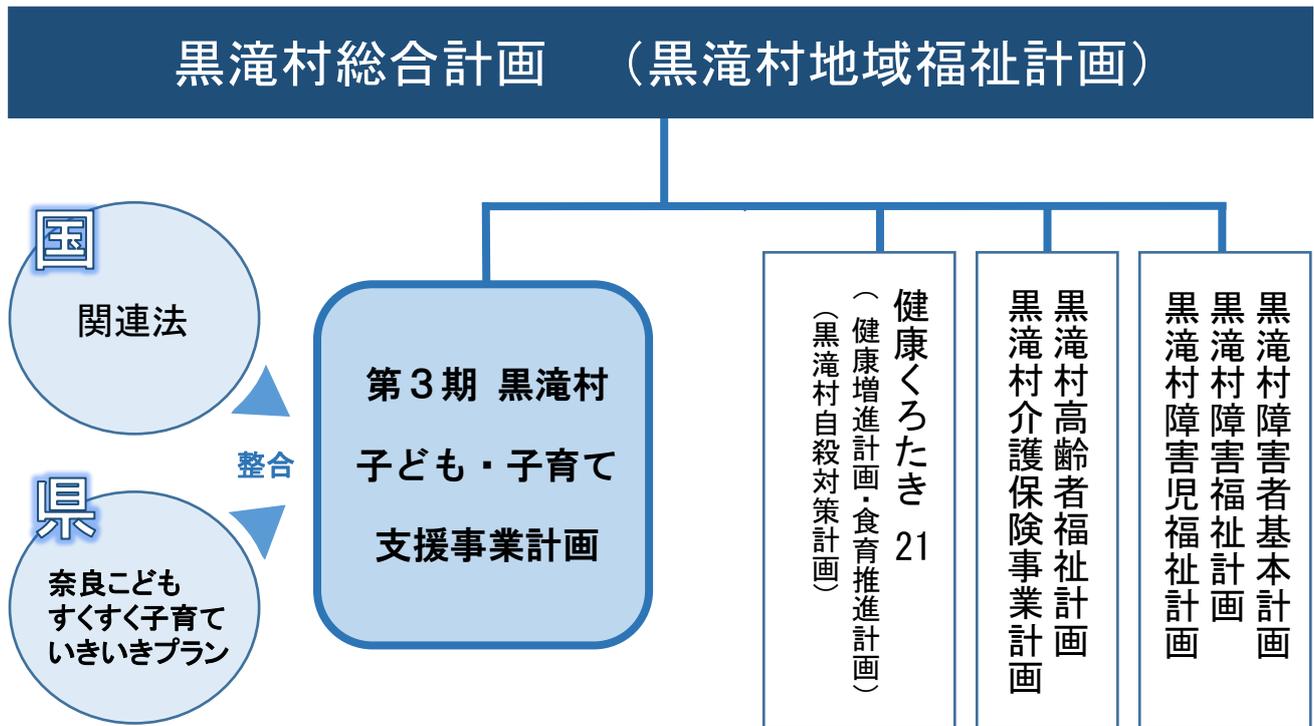
こうした状況の中、国では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。さらに、令和元年10月からは子ども・子育て支援法一部改正に伴う「幼児教育・保育の無償化」が開始し、子育て家庭を支援する制度の構築が進んでいます。

本村では、平成27年度に「黒滝村子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度に「第2期黒滝村子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「自然と人情で育む黒滝っ子～育てよう！かけがえのない村の宝を～」を基本理念に掲げ、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや放課後児童クラブなどの子育て支援事業についても、提供体制を整備してきました。また、出産祝い金や入学祝い金等、経済的支援を充実させることで、子育てにおける保護者の負担の軽減を進めてきました。さらに、令和元年10月より「子育て世代包括支援センター」を設置することにより、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う体制づくりを進めてきました。

この度、国の動きや社会の動向を踏まえ、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「黒滝村次世代育成支援行動計画」と子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「黒滝村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、令和7年度から令和11年度までの新たな5年間の第3期計画期間として、前計画の理念を継承しつつ、教育・保育および地域子育て支援事業を提供する体制の整備を図るとともに、令和7年4月より「黒滝村子ども家庭センター」を設置し、よりきめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組めます。

2 計画の位置づけ

この計画は、黒滝村総合計画を上位計画とし、本村の関連計画との整合を図り、子ども・子育てに関する分野の部門別計画として策定します。



3 計画の期間

第3期計画は、前計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5カ年を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

| 年度 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2026 | R10 2027 | R11 2028 | R12 2029 | R13 2030 | R14 2031 | R15 2032 | R16 2033 |
|------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|--------------------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 計画期間 | 第2期 子ども・子育て 支援事業計画 | | | | | 第3期 子ども・子育て 支援事業計画 | | | | | 第4期 子ども・子育て 支援事業計画 | | | | |

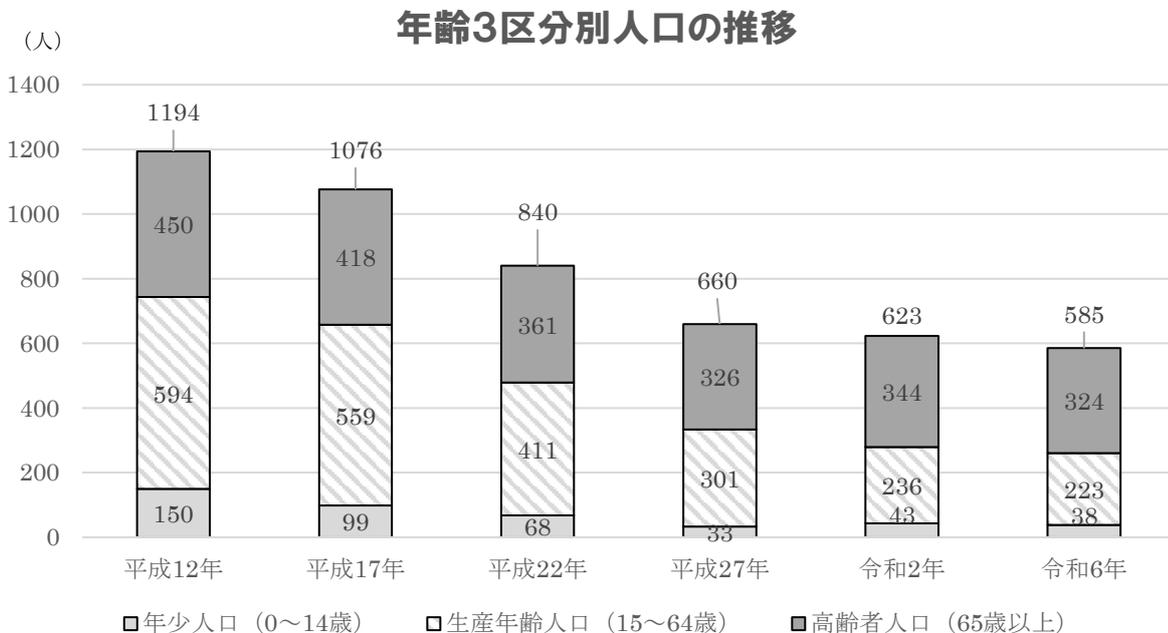
第2章 黒滝村を取り巻く現状や課題

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

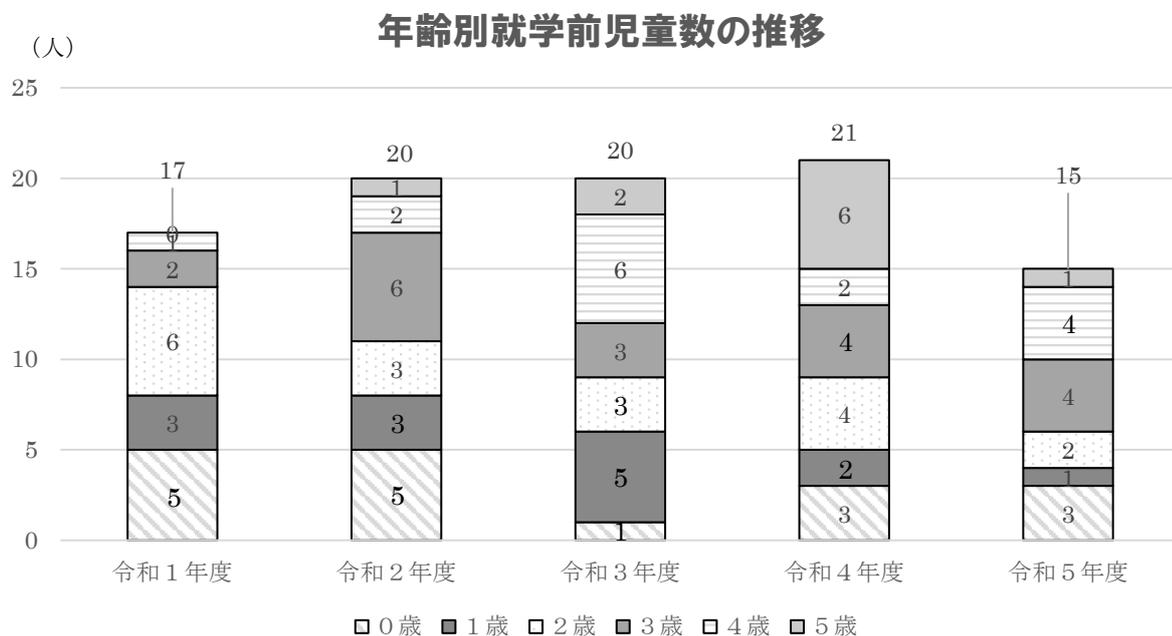
本村の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年現在で585人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は減少の一途を辿っているのに対し、高齢者人口（65歳以上）はほぼ横ばいで推移しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）、令和6年のみ住民基本台帳（10月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

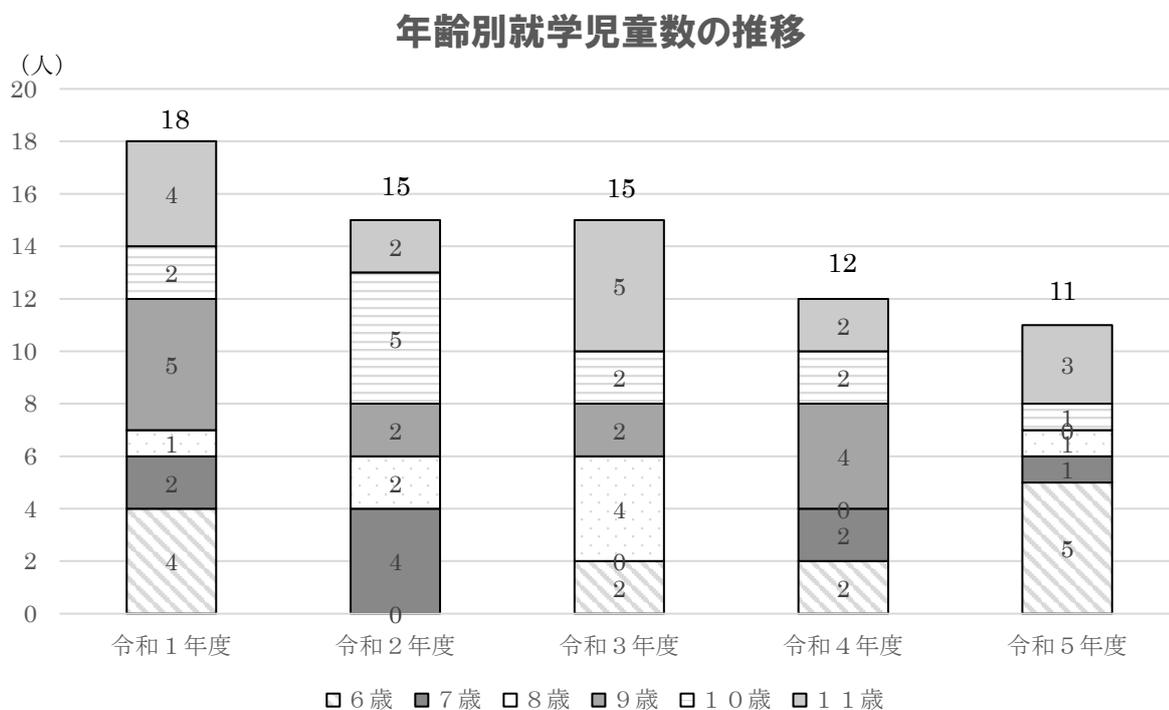
本村の0歳から5歳までの子ども人口は令和4年度まで増加傾向にありましたが、令和5年度に減少し令和5年度末現在では15人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本村の6歳から11歳の子どもの人口は少しずつ減少し、令和5年度末現在で11人となっています。



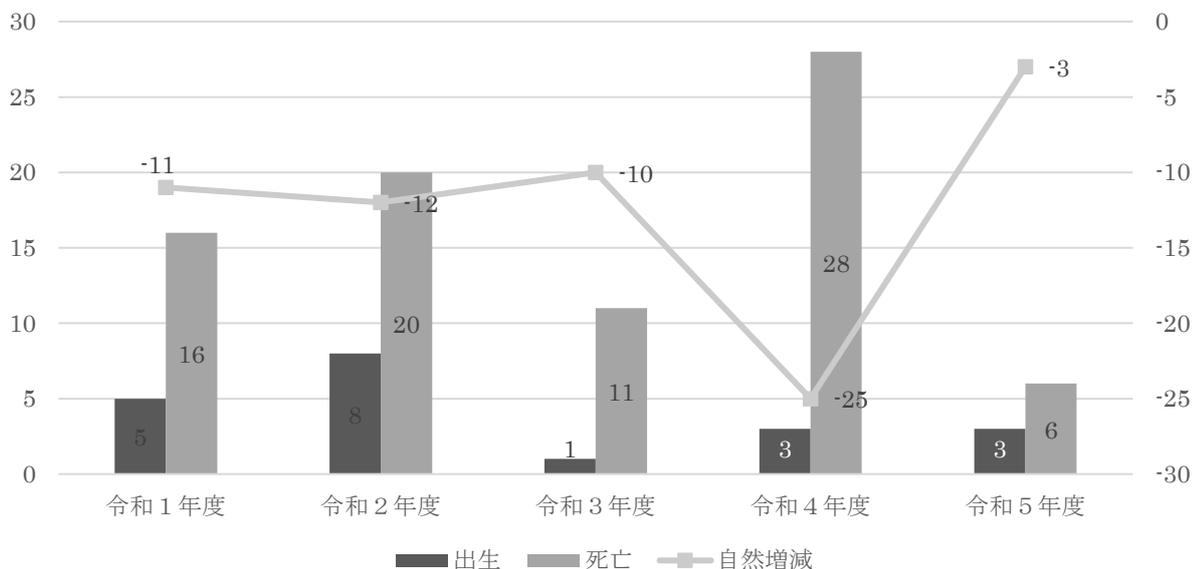
資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

(2) 自然動態と社会動態

① 出生数と死亡数の状況（自然増減）

自然動態は、自然減の状況が続いています。

出生数と死亡数の状況(自然増減)

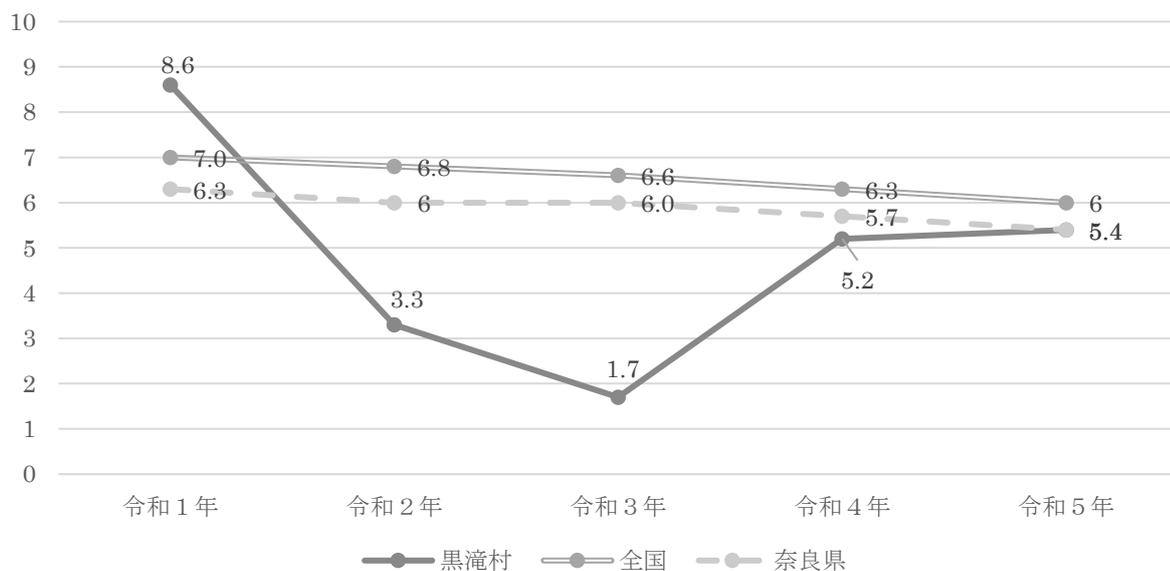


② 出生率の推移

本村の出生率は、奈良県・全国よりも低い水準で推移しています。

令和5年の出生率は、5.4‰（人口千人あたりの出生数）奈良県と同率となっています。

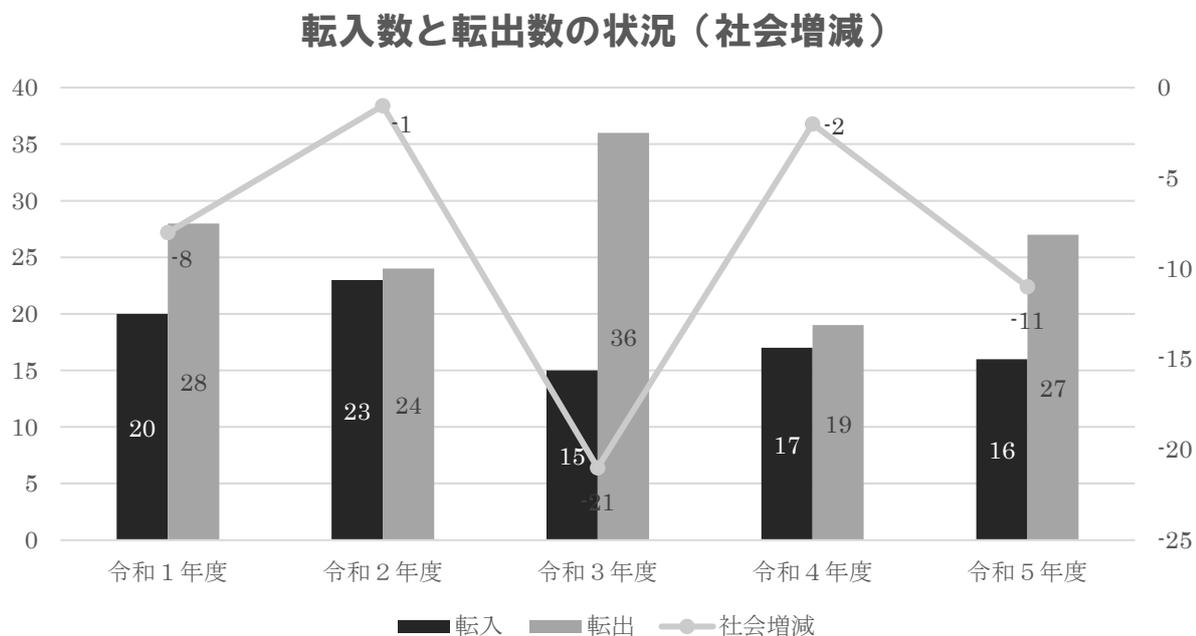
出生率の推移



資料：人口動態統計（厚生労働省）

③ 転出数と転入数の状況（社会増減）

本村の人口全体における転入数は、ほぼ横ばいにあります。また、令和5年度には、社会動態が社会増となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年度末（3月31日）現在）

2 子育て支援施策の現状と課題

(1) 子育て支援

① 保育サービスの充実

保育サービスについては、黒滝こども園が、幼稚園機能と保育所機能を併せもち、子育てをしながら就労する親のニーズにも対応しており、今後もこども園の機能や職員の資質向上に努めます。また、延長保育や一時預かりなどの保育サービスも実施しており、0歳児、1・2歳児などの保護者もスムーズに保育所を利用できる体制の整備に努めます。なお、就労条件等により、本村のこども園を利用しがたい場合は、近隣町村の保育所を利用する「広域保育」で対応しています。

しかしながら、家庭で子育てを行っている世帯や、保育所等を定期利用していない家庭においても、子どもの社会性や集団生活体験を希望する声があります。保護者の孤立感解消や子どもの多様な成長機会確保の観点から、保育の必要性の有無に関わらず、一定回数通園できる「子ども誰でも通園制度」の導入が望まれており、今後の受け入れ体制整備が課題となっています。

② 幼児教育の充実

人間としての基盤づくりに果たす幼児教育の役割は重要であり、この時期に生活や遊びを通して、たくましく生きる力の基礎をつくるのが幼児教育の役割であると捉え、教育内容・教育環境の充実と小学校への円滑な接続のための幼稚園・保育所等と小学校との連携を推進し、あわせて子育てへの不安や大変さを感じる家庭への相談体制支援の充実に努めます。

③ 学校教育の充実

次代の担い手である子どもたちが自ら学び考え、生きる力を育ていけるような教育環境の整備に努めるとともに、家庭に次ぐ人間形成の場として心の教育や体験的活動を推進し、いじめや不登校への適切な指導や相談体制の強化を図ります。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産や病気などで、子どもの養育が一時的に困難になった時、児童養護施設等に子どもを預けることができるよう努めます。

(2) 支援や配慮を必要とする家庭・児童に対する支援

ひとり親家庭等に対する支援としては、経済的支援として「児童扶養手当の支給」や「ひとり親家庭等医療費助成事業」などがあります。今後は経済的な支援とともに、自立を促進するための総合的な取り組みが必要です。

障がいのある子どもが健やかに成長し、またその保護者への支援を行うため、乳幼児健診等を通じて早期発見に努め、発達支援・保護者支援に努めます。また、保健・医療・福祉・教育等と連携を図りながら一人ひとりのニーズに応じた専門的支援やフォロー体制の構築を図ります。

貧困やヤングケアラー、児童虐待等の家族関係については、乳幼児健診・予防接種の機会やこども園、小学校等を通じて虐待等を早期発見できるように、母子や関係機関との連携を図ります。また早期対応ができる体制として、「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進し、子どもや子育て世帯が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりを目指します。

(3) 親子の健康づくり支援

① 母子健康手帳の交付

親子の健康づくり関連事業として、妊娠届時に「母子健康手帳の交付」を行っています。母子健康手帳の交付時には母子保健事業をはじめ子育て支援に関する事業案内を行い、一緒に妊婦健康診査受診券をお渡ししています。

また、令和7年4月より役場保健福祉課内に「こども家庭センター」を設置し、育児等に関する様々な悩み等に円滑に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図ります。

② 妊婦等包括支援事業

妊婦とその配偶者等に対して安心して妊娠期を過ごし、出産・育児の見通しが立てられるよう、保健師と助産師が面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行い、必要なサービスに結び付けます。

③ 妊婦健康診査

母子保健法13条に基づき定期的にお母さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認することで、妊娠期間を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えていただくために、妊婦の健康診査を実施します。

④ 訪問指導事業

「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」については、保健師と助産師が家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、母性及び乳児の健康の保持・増進を図ります。

⑤ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう保健師や助産師が心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援を行います。

⑥ 健康診査等

「乳幼児健康診査」については、疾病の早期発見、健康の保持増進の目的に加え、育児不安に対応した育児支援の場としての役割があります。出生後おおむね1か月を経過した乳児が医療機関及び助産所で実施する「1か月健康診査費」の費用の全部又は一部を助成します。また、生後3か月から11ヵ月までの乳児健康診査とあわせて、「1歳6か月児健康診査」、「2歳児健康診査」、「3歳児健康診査」「5歳児健康診査」を同じ日に実施するため、こども園等に入るまでの子どもの交流機会にもなっています。今後も、健診のみならず、育児相談や保護者同士の交流の場として活用できるよう体制の整備に努めます。そして、乳幼児期に食育や規則正しい生活習慣が身につくよう、こども園等と連携し、健康教室も実施しています。

また、児童・生徒を対象として、喫煙や飲酒など思春期の健康を害する行為の防止のための教育、次代を担う子どもが自分の命や他者の命を大切にできるよう、保健師と学校が連携し、思春期教室を実施しています。

さらに、家庭生活の基盤は健康づくりであることから、母親のみならず父親の心身ともに健康確保への取り組みも進めていきます。

（４）子どもの活動や遊び場の取り組み

子どもの放課後の居場所として、平成30年度からわかすぎふれあいセンター2階にて「おもちゃ図書館」を開放しています。

また、黒滝こども園において学童保育を実施し、保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）の預かりを行っています。

地域活動等については、こども園・小学校・中学校の子どもを対象に、異年齢の子ども同士の交流、地域の高齢者との世代間交流を行っています。

また、本村は、過疎化、高齢化が進むなか、山村の特性を活かした事業開発を進めてきました。子どもたちにも、このような取り組みについて理解し、ふるさと黒滝村を愛し、将来はむらづくりに取り組めるよう啓発を図るとともに、子どもの意見が表明できる場や、子ども自身も楽しめる取り組みの充実に努めます。

（５）安全・安心な環境づくりの取り組み

子どもの交通安全については、関係機関や地域団体等の連携・協力により、小学校等の子どもに対する交通安全指導を行っています。今後も、このような取り組みを進めるとともに、自動車運転者に対する交通安全意識などの啓発の充実に努めます。

また、子どもをめぐる犯罪がマスコミをにぎわせていますが、子どもが安心して過ごせるように、地域の人々の協力による見守り等対策を進めていきます。

防災対策については、山崩れや地震、風水害等の対策を進めていますが、障がいのある子どもがいる家庭等が、緊急の避難が必要なときに安心して避難できる体制づくりや、日頃の防災訓練等に取り組むための地域の自主防災組織の育成促進を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本村ではこれまでも、“子どもの人権の尊重と豊かな人間性の育成”“地域の連携・協働”の視点のもと、子育て支援施策を推進してきました。

黒滝村に住む子どもたちは、次代を担う『村の宝』です。そのため、子どもたちが、緑と水に恵まれたふるさと黒滝を愛し、村の担い手として役割を継承し、さらに次の世代に黒滝の良さを伝えていくことができる環境づくりは何よりも重要です。

家庭・地域社会・行政など、社会全体で子どもたちの豊かな心とたくましく主体的に生きる力を育み、健やかに成長していくことができる環境をつくり上げていきます。

また、全ての施策や取り組みにおいて「こどもまんなか」の理念のもとに、子どもの声を聴き、その意見を尊重する取り組みを行うとともに、子どもの自身が参画できる機会を積極的に創出します。

さらに、子どもたちが学力だけでなく、自己肯定感や主体性、粘り強さ、共感力といった非認知能力を育むことのできる環境づくりを推進していくことを目指し、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

自然と人情で育む黒滝っ子

～育てよう！かけがえのない村の宝を～

「こどもまんなか」の村づくり

2 計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

(1) 子育てが楽しく安心してできるむらづくり

保育サービスを利用せず子育てをしている家庭や、仕事をしながら子育てしている家庭など、すべての子育て家庭を支援するため、子育て支援サービスや保育サービス、子育て相談・情報の提供の充実に努めるとともに、保育施設を利用していない家庭の子どもについても、

希望に応じて通園機会を提供する「子ども誰でも通園制度」を通じて、子育て家庭の孤立防止と子どもの健やかな成長を支援します。

また、ひとり親家庭や障がいのある子ども、あるいは障がいのある保護者の家庭など、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援体制の整備に努めます。

さらに、生涯にわたって心身ともに健康で、いきいきと生活できるように、子ども家庭センターを中心に母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、切れ目のない包括的・継続的な支援を推進するとともに、母子の疾病の予防、子どもの食生活の充実、思春期の保健対策の推進等に努め、母親のみならず父親の健康づくりの支援を図ります。

企業等に対しては、育児休業の取得しやすい体制整備や父親の育児参加の促進など、男女がともにゆとりを持って子育てや家庭生活が送れるように、就労環境の充実に働きかけていきます。

(2) 次代を担う子どもの育成支援

子どもたちが、大人たちと同様に豊かに生きる権利を持つ主体であることを認識し、その人権を守り、尊重される社会の実現をめざすとともに、虐待やいじめ等の被害にあった子どもの保護や相談・支援を行う体制づくりを進めます。

また、子どもが次代を担う大人、次世代の親として社会性や自立心を養い、心豊かにたくましく成長できるように、黒滝村民としてふるさとを愛し、誇りを持っていきいきと生活できるよう家庭や地域との連携・協力を深め、学校教育をはじめ家庭や地域における教育、学習、体験、交流の充実に努めるとともに、非行など問題行動の防止に努めます。

さらに、学びの中で、主体性・やり抜く力・協調性などの非認知能力を育む機会を提供し、子どもが自信を持って挑戦できる環境を整えます。

加えて、子どもを連れ去り等の犯罪被害から守るとともに、地震や火災等災害から守るため、関係機関や地域との連携・協力を深め、安全で健やかな成長を見守る体制や環境づくりに努めます。

(3) 親子の自立を支える人の輪が広がるむらづくり

親も子も地域でいきいきと生活し、親子が互いに自立し信頼関係を築き、また、地域で様々な家庭同士がつながりを持って、子どもの育ちや子育て家庭を支えあうことができるよう、多様な交流機会の充実に努めるとともに、家庭や地域の子育て力や教育力を高められるよう支援します。

また、地域の子育て力を高められるよう人材の育成に努めるとともに、関係する団体等に対する研修の充実に努めます。

3 計画の施策体系

基本理念

自然と人情で育む黒滝っ子

～ 育てよう！ かけがえのない「村の宝」を！ ～

基本目標 ①

子育てが楽しく
安心してできる
むらづくり

【子育て家庭への支援】

- 子育て支援サービスの充実
- 子育て相談・情報提供の充実
- 子育て家庭への経済的支援

【支援を要する家庭への支援】

- ひとり親家庭等に対する支援
- 障がいのある子どもや家庭に対する支援

【親と子の健康の確保】

- 妊産婦の健康の保持・増進
- 乳幼児の健康の保持・増進
- 児童・生徒の健康の保持・増進
- 保護者の健康の保持・増進

【仕事と子育てが両立できる環境づくり】

- 多様な働き方への支援

基本施策

基本目標 ②

次世代を
担う子どもの
育成支援

【子どもの人権の尊重】

- 子どもの虐待防止対策の充実
- 子どもに対する相談支援の充実

【次世代を担う人づくり】

- 保育・教育環境の充実
- 非認知能力を育む学びと活動の推進
- 豊かな体験や交流機会の充実

【子どもの安全・安心の確保】

- 防犯・防災対策の推進

基本目標 ③

親子の自立を
支える人の輪が
広がる村づくり

【子育て支援のネットワークづくり】

- 子育て仲間づくりの推進

【多様な交流機会の充実】

- 地域でのふれあい交流の促進

【「こどもまんなか」の基盤づくり】

- 「こどもまんなか」の村づくり

4 施策の展開

(1) 子育てが楽しく安心してできるむらづくり 〈基本目標 ①〉

① 子育て家庭への支援

子育て家庭が、悩みや不安を抱えたまま地域で孤立することのないように、また、子育てが楽しくなるように、子育て中でもボランティア活動や生涯学習活動などへ参加しやすいように、あるいはリフレッシュできるように、預かり保育をはじめ身近な地域での子育て相談や指導、交流等子育て支援サービスの提供の充実に努めます。

また、保育の必要性の有無に関わらず、全ての子どもが集団生活や多様な体験を通じて成長できるよう、「子ども誰でも通園制度」を導入し、多様なニーズに応える仕組みを推進します。

子育てが、楽しく安心してできるためには、子育て家庭の経済的な安定が必要であり、保護者の経済的負担感を少しでも軽減できるよう、養育・医療費や保育・教育費について助成を行います。

○子育て支援サービスの充実

- ・ 保護者の勤務時間等に対応した柔軟な保育を提供できるよう、「延長保育事業」を実施します。
- ・ 保護者のパート就労、疾病、災害等、また、育児疲れ解消等の理由で家庭での保育が困難な場合等に、保育所において児童を一時的に保育する「一時預かり保育事業」を実施します。
- ・ 保護者の就労等の理由により放課後や夏休み等に家庭で保育できない児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図るため、「放課後児童健全育成事業（学童保育）」を実施します。

○子育て相談・情報提供の充実

- ・ 乳幼児健診等の母子保健事業の機会を通じて、育児の悩みや不安の解消に努めます。
- ・ 子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・教育など多方面から継続して一体的な支援を行う「こども家庭センター」により、保護者が円滑に子育て支援事業を利用できるよう支援します。
- ・ 生後3か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師と助産師が全戸訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供を行います。
- ・ 母子保健事業をはじめ子育て関連のイベント等について、広報等による情報提供に努めます。
- ・ 幼稚園、保育所や小・中学校等からの子どものこと、子育てのことなどの情報発信の充実に努めるとともに、関係課、機関等との連携を強化し、子育て関連情報の提供の充実に努めます。

○子育て家庭への経済的支援

- ・ 高校修了前の児童・生徒を養育している保護者に対して、国制度に基づき「児童手当」の支給を行います。
- ・ 子どもを出産された家庭に対し、少子高齢化の進む中、黒滝村において次代の社会を担う子どもの健全な育成及び家庭における生活の安定に寄与することを目的に「出産祝金」を支給します。
- ・ 次代を担う乳幼児、児童、生徒の健やかな成長と将来の活躍を期待する意味から新入園児、新入学児童・生徒に対して「入園・入学祝金」を支給します。
- ・ 高校修了前までの児童・生徒に対して、医療保険の自己負担分のうち、一部自己負担金を除いた部分について支給する「こども医療費助成制度」の充実に努めます。
- ・ ひとり親家庭の子どもの高校・大学進学などに利用できるように、「修学資金」、「就学支度資金」などの県母子・父子並びに寡婦福祉資金貸付制度について周知し、利用の促進を図ります。
- ・ 3人以上の子どもを養育している保護者については、村独自で、0歳から高校修了前の間、第3子以降の子どもに対し「児童養育手当」の支給を行います。

② 支援を要する家庭への支援

ひとり親家庭をはじめ障がいのある子ども、あるいは障がいのある保護者の家庭などが地域のなかで自立して生活することができるように、また、子どもが安心して健やかに生活することができるように、県や関係機関等との連携を強化し、就労支援をはじめとした経済的支援、日常生活自立支援の充実に努めます。

○ひとり親家庭等に対する支援

- ・ ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、国制度に基づき児童扶養手当（所得制限があります）の支給を行うとともに、県制度に基づきひとり親家庭医療費助成（所得制限があります）などを行います。
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付事業、高等職業訓練促進事業について周知し、雇用の促進を図ります。
- ・ 母子家庭の母の経済的自立を促進するため、奈良県スマイルセンター、ハローワーク下市、ハローワーク大和高田のマザーズコーナー、高田しごとiセンターなど関係機関の紹介を行います。

○障がいのある子どもや家庭に対する支援

- ・ 乳幼児健診で障がいの早期発見に努めるとともに、フォローが必要とされた乳幼児に対して、関係機関との連携のもとに、安心して子育てができるように相談・指導の充実に努めます。
- ・ 障がい児等に対する福祉の向上を図るため、居宅介護、デイサービス、短期入所の福

祉サービスの提供を行います。

- ・ 日常生活上の不便を軽減するため、重度身体障がい者（児）日常生活用具給付事業や身体障がい者（児）補装具給付事業などの日常生活の支援を行います。
- ・ 障がい児のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限があります）、障がい児福祉手当（所得制限があります）、心身障がい者医療費助成などの制度について周知し、利用の促進を図ります。
- ・ 身体障がい児が治療することで障がいの進行を防ぐ他、障がいの軽減が可能な場合に、必要な医療の給付を行う「育成医療」について周知し、利用の促進を図ります。

③ 親と子の健康の確保

妊娠期の健康を守り、安全で快適な妊娠～出産を確保するため、妊婦をはじめ家族に対する啓発を進めるとともに、両親教室や妊産婦に対する訪問指導など、妊産婦の心身の健康の保持・増進を図り、健全な家庭が築けるよう支援します。

また、心身の健康の基礎を作る乳幼児期において、健やかに発育・発達できるように、乳幼児健康診査や予防接種を促進し、疾病予防や障がいの早期発見に努めるとともに、家庭や幼稚園等との連携を強化し、食育や規則正しい生活習慣の確立に向けた取り組みを促進します。

さらに、児童・生徒等が心身ともに健やかに過ごせるように、家庭、学校等との連携を強化し、生活習慣病の予防、体力の向上、食育の推進など総合的な子どもの健康づくりを推進するとともに、家庭生活の基盤でもある保護者の健康づくりを推進します。

○妊産婦の健康の保持・増進

- ・ 妊娠届の提出時に、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録等が行える母子健康手帳の交付を行います。
- ・ 出産をひかえた親の不安解消につながるように、妊娠・出産・育児に関する情報提供や助言等を行います。
- ・ 妊婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関での健康診査に対して、助成を行います。
- ・ 健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、保健指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれのある、疾病にかかっている疑いのある人については、医師または、歯科医師の診察を受けることを勧奨します。

○乳幼児の健康の保持・増進

- ・ 子どもの病気や障がい等の早期発見・早期対応を行うため、乳幼児健診を行うとともに、受診しやすい時間等保護者の要望を把握し、健診体制の充実に努めます。また、3歳児健診では全員に、5歳児健診では希望者に発達検査を実施し、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行います。
- ・ すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、必要な

情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的に、「乳児家庭全戸訪問事業」を実施します。

- ・ 健康診査の実施や受診方法等についての周知を徹底するとともに、未受診者に対する受診勧奨を行います。また、未受診の子どもが発育や発達に関し、訪問指導を行うなど把握に努めます。
- ・ 予防接種を行うことにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。

○児童・生徒の健康の保持・増進

- ・ 幼・保・小・中学校との連携を強化し、子どもの健康全般に関する情報交換を行い、現状や課題について検討します。
- ・ 子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当等との連携を強化し、食育や運動の取り組みについて協議します。
- ・ 予防接種を行うことにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。
- ・ こども園において「健康教室」として健康な体と心を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う教育・指導を行います。
- ・ 学校教育において、「思春期教室」として健康に関すること及び生命と性の尊重に基づく性に関する適切な教育・指導を行います。

○保護者の健康の保持・増進

- ・ 20歳以上の女性に対して子宮がん検診を、40歳以上の女性に対して乳がん検診の受診を奨励します。
- ・ 自営業や家庭にいる主婦などのうち、40歳以上の人に対して、特定健康診査をはじめ胃がん検診、肺がん検診・大腸がん検診等の健康診査の受診を奨励します。
- ・ ストレスとうまくつきあう方法や心の健康づくりなどの啓発、相談、指導に努めます。

④ 仕事と子育てが両立できる環境づくり

男女がともに、仕事と家庭生活、地域活動などが両立でき、ゆとりとうるおいのある生活を送ることができるように、事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの実現支援、育児・介護休業制度等の実施など子育て支援の職場環境づくりを働きかけていきます。

また、子育て後の再就職や新たに就職する人、起業をめざす人などに対して、関係機関との連携を図り、職業相談や職業能力の向上等多様な働き方の支援に努めます。

○多様な働き方への支援

- ・ 人生の各段階に応じて多様な生き方、働き方が選択できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が重要であることを、住民や企業等に対して啓

発を進めます。

- ・ 育児・介護休業について、取得率の向上や男性の取得促進を行政が率先して行うとともに、事業主等に働きかけます。
- ・ ハローワーク下市、ハローワーク大和高田のマザーズコーナー、高田しごと i センターなどの紹介をはじめ、これらの機関との連携を図り、就職情報の提供に努めます。

（２）次代を担う子どもの育成支援 〈基本目標 ②〉

① 子どもの人権の尊重

子どもの人権が尊重され、子育てを大切に見守り、支える社会を築いていくため、すべての住民が子どもの人権や子どもの育ちについて関心を高め、理解・認識を深めることができるように、子どもの基本的人権の尊重について意識啓発を進めます。

特に、子どもに対する虐待については、未然に防止するため、子育て不安や悩みの相談を充実するとともに、住民からの通告義務についての理解啓発や幼稚園・保育所、学校、診療所等関係機関における虐待発見の徹底、地域での見守り機能の強化など発見体制の確立に努めます。

また、子ども自身が悩みや不安を抱えたまま孤立することのないように、相談しやすい体制づくりを進めます。

○子どもの虐待防止対策の充実

- ・ 保護者の育児ストレスを解消し、子育てが楽しく感じられるように、乳幼児健診や訪問指導等を通じて、育児不安の軽減や育児に関する情報提供などの支援を図ります。
- ・ ひなっこキッズ・産後ケアをはじめ親子が楽しく参加できる場の充実に努めるとともに、積極的に紹介します。
- ・ 虐待に関する正しい知識や防止方法について、保護者や家族、地域住民に周知するとともに、住民対象に早期発見、通報を促すため、啓発に努めます。
- ・ 幼稚園、保育所、学校、診療所等関係機関、乳幼児健診時などでの子育て家庭の貧困やヤングケアラー、虐待等の早期発見を徹底するとともに、早期対応を図るためのネットワーク支援体制である「要保護児童対策地域協議会」の推進を図ります。

○子どもに対する相談支援の充実

- ・ 子どもの悩みや不安を気軽に相談できるように、教職員や保健担当職員の研修に努めるとともに、関係機関との連携強化を図り対応の充実に努めます。
- ・ 県の相談機関の紹介等情報提供を図ります。

② 子どもの安全・安心の確保

災害や犯罪から子どもを守るため、学校施設の耐震性の強化や防犯対策等安全性の確保に努めるとともに、関係機関や団体、地域等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導や防災教育を図り、地域での見守り体制や防災・避難体制の確立に努めます。

○防犯対策の推進

- ・ 幼稚園や学校等において、子どもを対象にした防犯指導を強化します。
- ・ 保護者や子育て関係団体等に対して、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。

○防災対策の推進

- ・ 幼稚園・保育所や小・中学校等施設の防犯対策等安全性の確保に努めます。
- ・ 幼稚園・保育所や小・中学校等にて、子どもを対象にした避難訓練や防災教育を進めます。
- ・ 地域での防災訓練等自主的な防災活動の取り組みを促進します。
- ・ 災害時等の対応のため、障がい児のいる家庭や障がい者の保護者の家庭など、支援を必要とする人の情報の整備に努め、避難体制の確立に努めます。

(3) 親子の自立を支える人の輪が広がるむらづくり 〈基本目標 ③〉

① 子育て支援のネットワークづくり

保護者が子育てに自信をもって、楽しく子育てができるように、子育ての仲間づくりを進めるとともに、家庭の子育て力や教育力の向上を促進します。

○子育て仲間づくりの推進

- ・ 子育ての悩みなどを気軽に話し合え、親子同士で交流ができる産前産後サポート教室を開催します。
- ・ 気に入ったおもちゃで自由に遊べ、絵本の貸し出しも行っている「おもちゃ図書館」を提供します。また、親子同士の情報交換や語らいの場として利用できます。

② 多様な交流機会の充実

核家族化や子育て世帯が減少しているなかで、子育て家庭が不安を抱えたまま地域で孤立することのないように、住民同士の多様な交流を通じて親も子も地域も成長できるように、地域の様々なふれあいの機会づくりを進めます。

○地域でのふれあい交流の促進

- ・ 幼稚園・保育所、学校等において老人クラブ等との交流を促進します。
- ・ 地域の行事で障がいのある子どもや高齢者等の参加を促進します。
- ・ 年に一度「わかすぎふれあい祭」を開催することで、多世代交流の場として、ゲームや簡単な運動でのふれあい交流活動ができる場を提供します。

③ 「こどもまんなか」の基盤づくり

子どもたち一人ひとりの成長を地域全体で支える「こどもまんなか」の村づくりを進めるとともに、保育・教育環境、地域福祉、交通や住環境を含めた村全体の基盤づくりを進め、持続可能な地域社会の形成を図ります。

○「こどもまんなか」の村づくり

- ・ 妊産婦や子ども連れ家族など、すべての人が安心して外出できる環境づくりや、子どもたちがのびのびと安全で遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を図るとともに、家庭、地域、教育機関、行政の共同による見守り、支え合える環境づくりに努めます。
- ・ 将来を担う子どもたちが「誇りを持てるふるさと黒滝村」を感じられる地域社会を目指します。

第4章 行動の目標数値等

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、村は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「黒滝村子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、村全域を1つの区域と定めます。

また、保育の必要性の有無に関わらず、全ての子どもに対して通園の機会を保障し、多様な子育てニーズに対応する制度として「子ども誰でも通園制度」の提供体制も整備を図ります。

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保内容を定めました。

【認定区分と提供施設】

| 認定区分 | | 提供施設 |
|------|---------------------------------------|--------------------|
| 1号 | 3～5歳：教育のみを希望しており、保育の必要がない場合 | 認定こども園、幼稚園 |
| 2号 | 3～5歳：保育の必要性の認定を受けており、保育所等での保育を希望される場合 | 認定こども園、保育園、地域型保育事業 |
| 3号 | 0～2歳：保育の必要性の認定を受けており、保育所等での保育を希望される場合 | 認定こども園、保育園、地域型保育事業 |

(1) 幼稚園（1号認定及び2号認定（教育ニーズ））

【量の見込みと確保内容】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1号認定 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2号認定(教育ニーズ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保の内容 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 特定教育・保育施設 (黒滝幼稚園) | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 需給の過不足 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |

(2) 保育園（2号認定（保育ニーズ））

【量の見込みと確保内容】

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 6 | 5 | 4 | 3 | 6 |
| 確保の内容 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 特定地域型保育事業 （黒滝保育園） | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 需給の過不足 | 13 | 14 | 15 | 16 | 13 |

(3) 保育園（3号認定（1・2歳児））

【量の見込みと確保内容】

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 2 | 3 | 4 | 6 | 6 |
| 確保の内容 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 特定地域型保育事業 （黒滝保育園） | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 需給の過不足 | 17 | 16 | 15 | 13 | 13 |

(4) 保育園（3号認定（0歳児））

【量の見込みと確保内容】

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 確保の内容 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 特定地域型保育事業 （黒滝保育園） | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 需給の過不足 | 18 | 16 | 16 | 16 | 16 |

(5) 子ども誰でも通園制度

（※令和8年度より実施します。）

【量の見込みと確保内容】

（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保の内容 | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特定地域型保育事業 （黒滝保育園） | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 需給の過不足 | — | 0 | 0 | 0 | 0 |

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保内容】

(単位:人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 10 | 10 | 11 | 16 | 13 |
| 1年生 | 1 | 3 | 4 | 2 | 0 |
| 2年生 | 6 | 1 | 3 | 4 | 2 |
| 3年生 | 0 | 6 | 1 | 3 | 4 |
| 4年生 | 0 | 0 | 6 | 1 | 3 |
| 5年生 | 0 | 0 | 0 | 6 | 1 |
| 6年生 | 3 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 確保の内容 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 需給の過不足 | 9 | 9 | 8 | 3 | 6 |

(2) 延長保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育園等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保内容】

(単位:人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 確保の内容 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 需給の過不足 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 一時預かり事業

【概要】

保護者の私用等などで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

○幼稚園

(単位:人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保の内容 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 需給の過不足 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |

○保育園

(単位:人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 確保の内容 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 需給の過不足 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

【量の見込みと確保内容】

保護者が出産や病気により、家庭において子どもの養育を受ける事が一時的に困難になった子どもに対し、村が委託する児童養護施設に子どもを預け、必要な保護を行う事業です。

(単位:人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 2歳未満児 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2歳以上児 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 確保の内容 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

【概要】

生後3か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(単位:人) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 事業実施予定 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会

【概要】

育児不安の解消や養育技術の提供等のため、母子保健活動や乳児全戸訪問事業、健康診査と連携しながら支援を要する家庭の把握、支援を図る事業です。

【量の見込みと確保内容】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(単位:人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 実施機関:黒滝村子ども家庭センター | | | | |

(7) 妊娠等包括支援事業

【概要】

妊婦とその配偶者が安心して妊娠期を過ごし、産後も安心して育児ができるよう、保健師と助産師が面談等により情報提供や相談等（伴走型支援）を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(単位:人) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 事業実施予定 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(8) 妊婦健診

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(単位:人回) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保の内容 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

(9) 産前産後サポート事業

【概要】

家庭や地域での妊産婦の不安感の解消を図るため、保健師等が育児知識の普及や情報提供、個別相談に応じます。また、あわせてパパ・ママ教室などを通して、地域の親同士の仲間づくりを促し、孤立感を軽減し安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートします。

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(単位:人回) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保の内容 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

(10) 産婦健康診査

【概要】

産後の健康の保持増進及び産後うつ予防及び新生児への虐待予防を図るため、産後の健康状態の把握・検査計測・こころの健康チェックを通してお母さんの心身の回復や授乳状況などの健康状態を確認する事業です。

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(単位:人回) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保の内容 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

(11) 産後ケア事業

【概要】

保健師や助産師等が対象者の自宅等において、産後間もない方が安心して子育てできるよう、母体や心身のケア・育児指導等を実施します。

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(単位:人回) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保の内容 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

第5章 計画の推進

1 住民・関係機関・行政の役割分担と連携

この計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりを、家庭や行政の責任で行うことだけでなく、地域や社会全体の課題としてとらえ、その実現に向けて、村全体で取り組んでいこうとするものです。

子どもを育てる喜びが、その家庭だけでなく、地域や社会においても共通のかけがえのない喜びとなるように、行政はもとより、家庭、地域、事業所などがそれぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが求められます。

(1) 家庭

子育ての第一義的な責任は親にあり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。子どもの成長を、愛情を持って支え、試行錯誤を繰り返しながら、親自身も成長していくことが求められます。

(2) 地域、社会

子どもや子育て家庭を温かく見守り、子育て家庭同士や隣近所がお互いに助けあえる地域づくりが求められます。

(3) 企業【事業所】

子育てにおいては、親子がふれあう時間や家庭の役割が重要であることから、働き方の見直しや、育児休業制度の定着、多様な勤務形態の導入などの拡充が求められます。

(4) 行政

計画の推進にあたって、関係課内の相互の連携・調整のもとに、総合的に施策を展開し、地域社会の関係者、事業所などと協力して、地域ぐるみの子育て支援の推進に努めます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を村民とともに推進していく体制を確保するため、各関係機関等と連携を図り、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の進捗に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業及び計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな乖離がみられる場合には、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間について、当初の計画期間（令和11年度まで）とします。

第3期 黒滝村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行 黒滝村保健福祉課

〒638-0292 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地
TEL 0747-62-2031（代表）
FAX 0747-62-2569